

インターネット抽選会に参加するには

1 抽選会参加のための『団体登録』の申請について(新規の場合)

- (1) 天童市スポーツセンターの施設利用に際して、インターネット抽選会に参加を希望する団体は『団体登録』の申請が必要です。
- (2) 下記に示す『団体登録』に係る資格等の内容を満たす団体は、「天童市スポーツセンター施設利用団体登録申請書」(指定様式)を提出し、登録手続きを行ってください。
Fax 及びは e-mail での団体登録申請を希望される場合は、件名を「天童市スポーツセンター抽選会」とし、指定様式の「申請書」をダウンロードし、送信してください。
送信後は、必ず、スポーツセンターに受信確認のお電話をお願いします。(ただし、休館日を除きます。)
- (3) 利用したい月の前々月の1日までに登録申請書を提出してください。
- (4) 団体登録を申請された団体には、後日メールで「利用団体ID」を発行します。この発行をもって、団体登録の完了となります。
- (5) 団体登録完了後、内容に変更が生じた場合は所定の用紙に必要事項(変更点)を記入し速やかに提出してください。
- (6) インターネット抽選会参加に係る具体的な操作手順等については、別途資料の「インターネット抽選会参加と操作手順」を参考にしてください。

『団体登録』に係る資格等

- ① 登録できる団体は、所在が天童市にあるスポーツ活動をする団体とします。
- ② 団体登録には、11名以上の構成員が必要です。ただし、テニスコート及び屋内コートをテニスまたはソフトテニスに限定して団体利用する場合は、6名以上10名以下の構成員であっても団体登録を認めます。
- ③ 団体登録の構成員は天童市民としますが、全構成員のうち3割までは市外の方でも認めます。(端数は、切上げ。)
例：11名の団体の場合は3.3名となるので、4名まで市外の方が可。
- ④ 同一の構成員からなる名称替えによる団体の二重登録は認めません。
- ⑤ 登録団体の全構成員の4割以上が、他の団体に登録している場合は、登録ができません。(端数は、切捨て。)
例：11名の団体の場合は4.4名となるので、4名まで他の団体との重複可。
- ⑥ スポーツ少年団として本市に登録している団体が団体登録を行う場合は、申請書のうち「構成員名簿」の記入の必要はありませんが「スポーツ少年団 WEB 登録(団員情報)」の写しを添付してください。

2 既存登録団体の『更新手続き』について

- (1) 既存登録団体であっても、毎年、更新手続きが必要です。更新期間は7/2～8/1になります。更新手続きを行わない場合、同年10月以降の抽選会への参加ができなくなりますのでご注意ください。
- (2) 登録団体には6月に当スポーツセンターからメールで更新案内を送信いたします。

天童市スポーツセンター 〒994-0004 天童市大字小関 1230
電話 654-6100 Fax 654-1760 e-mail ten-spoc@tendocity-sports.or.jp